
第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1 策定の背景

(1) 超高齢社会の到来

日本の人口は平成22(2010)年以降、年々下降していますが、65歳以上の高齢者が占める割合(高齢化率*)は上昇を続けており、令和2(2020)年1月1日現在で28.5%^{※1}となっています。今後も高齢化率は高まる一方で、令和7(2025)年には30.0%、令和22(2040)年には35.3%^{※2}、令和42(2060)年には38.1%^{※2}まで上昇することが見込まれています。

本市においても令和2(2020)年10月1日時点で高齢化率は24.7%であり、団塊の世代*が75歳以上となる令和7(2025)年頃には後期高齢者の急増、団塊のジュニア世代*が65歳以上となる令和22(2040)年頃には前期高齢者の急増が予測されています。

※1 総務省統計局「令和2年6月報(令和2年1月確定値、令和2年6月概算値)」参照

※2 内閣府「令和2年版高齢社会白書(全体版)1 高齢化の現状と将来像」参照

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護予防・生活支援・住まい・医療・介護が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム*)の構築を進めてきました。

令和7(2025)年以降は、後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加、生産年齢人口の減少、少子化により総人口が減少することが予想されており、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や資源が世代や分野を超えつながる「地域共生社会*」に向かって、認知症の方や家族の意見も取り入れながら、地域包括ケアシステムの深化・推進をする必要があります。

(3) 立川市の取組

本市は、平成27(2015)年に「第4次長期総合計画」を定め、「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」をまちの将来像と定め、行政運営を進めています。この「第4次長期総合計画」では、5つの政策の取組方針のうちのひとつに「ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」を定め、6つの施策に取組んでいるところです。これらの施策の取組を進める中において、令和7(2025)年を見据えた地域包括ケアシステムの構築および持続可能な介護保険制度とするため「立川市高齢者福祉介護計画(第7次・第7期)」を策定しました。医療計画*との整合性を図りながら、在宅での介護や看取り*も行えるよう「自立支援・重度化防止*に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」「医療・介護の連携の推進」「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」「高所得層の負担割合等の引き上げ」「介護納付金(第2号被保険者*保険料)への総報酬割の導入」等を実施してきました。

2 策定の目的

「立川市高齢者福祉介護計画(第8次・第8期)」(以下「本計画」という。)は、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7(2025)年、「団塊のジュニア世代」が前期高齢者となる令和22(2040)年を見据えて、市の地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実を推し進め、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営めるよう、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を行い、地域共生社会の実現を目指すことを目的として策定するものです。

第2節 計画の概要

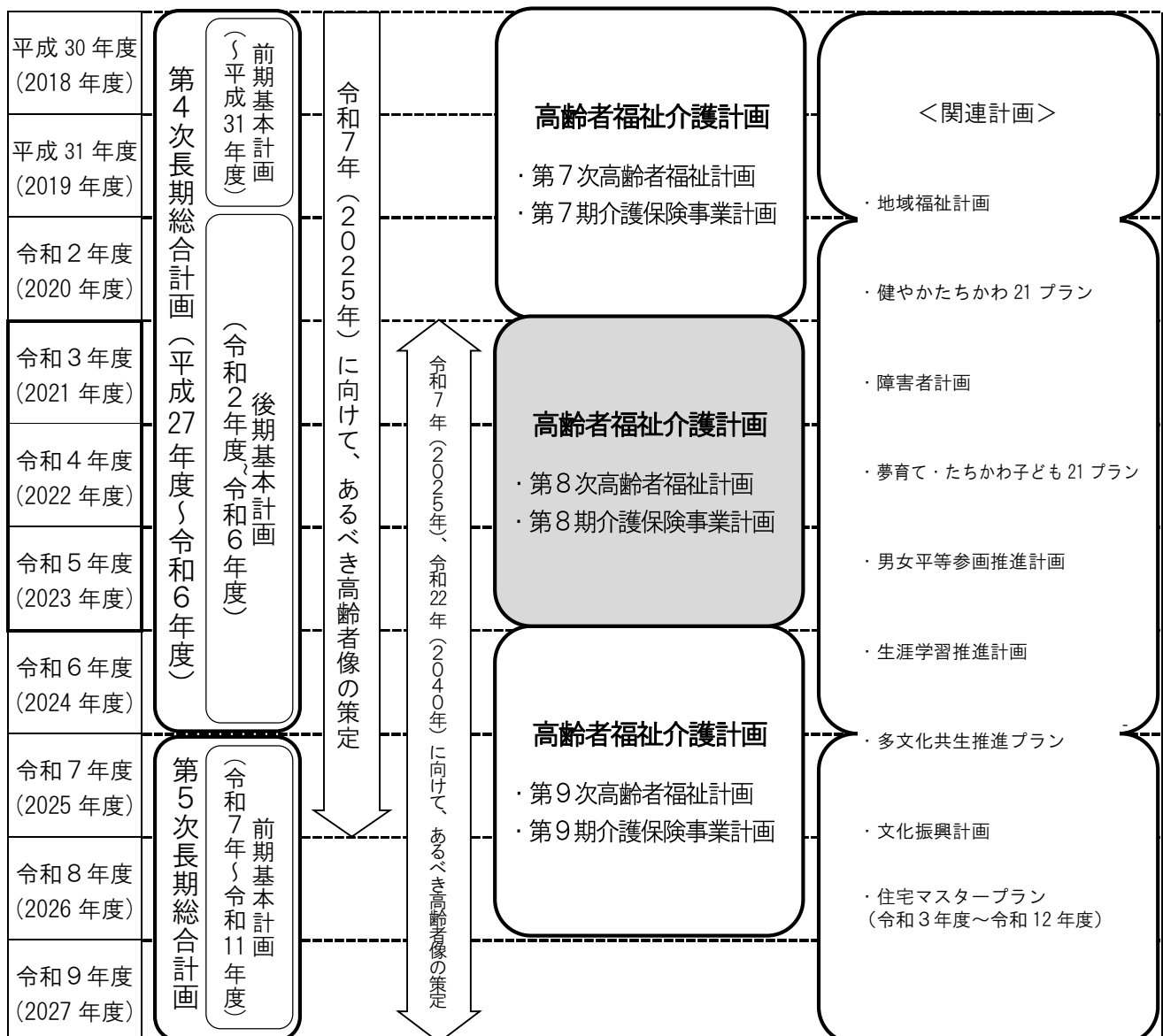
1 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」および介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、今回も第8次高齢者福祉計画と第8期介護保険事業計画を合わせた計画となります。

(2) 各種計画との関係

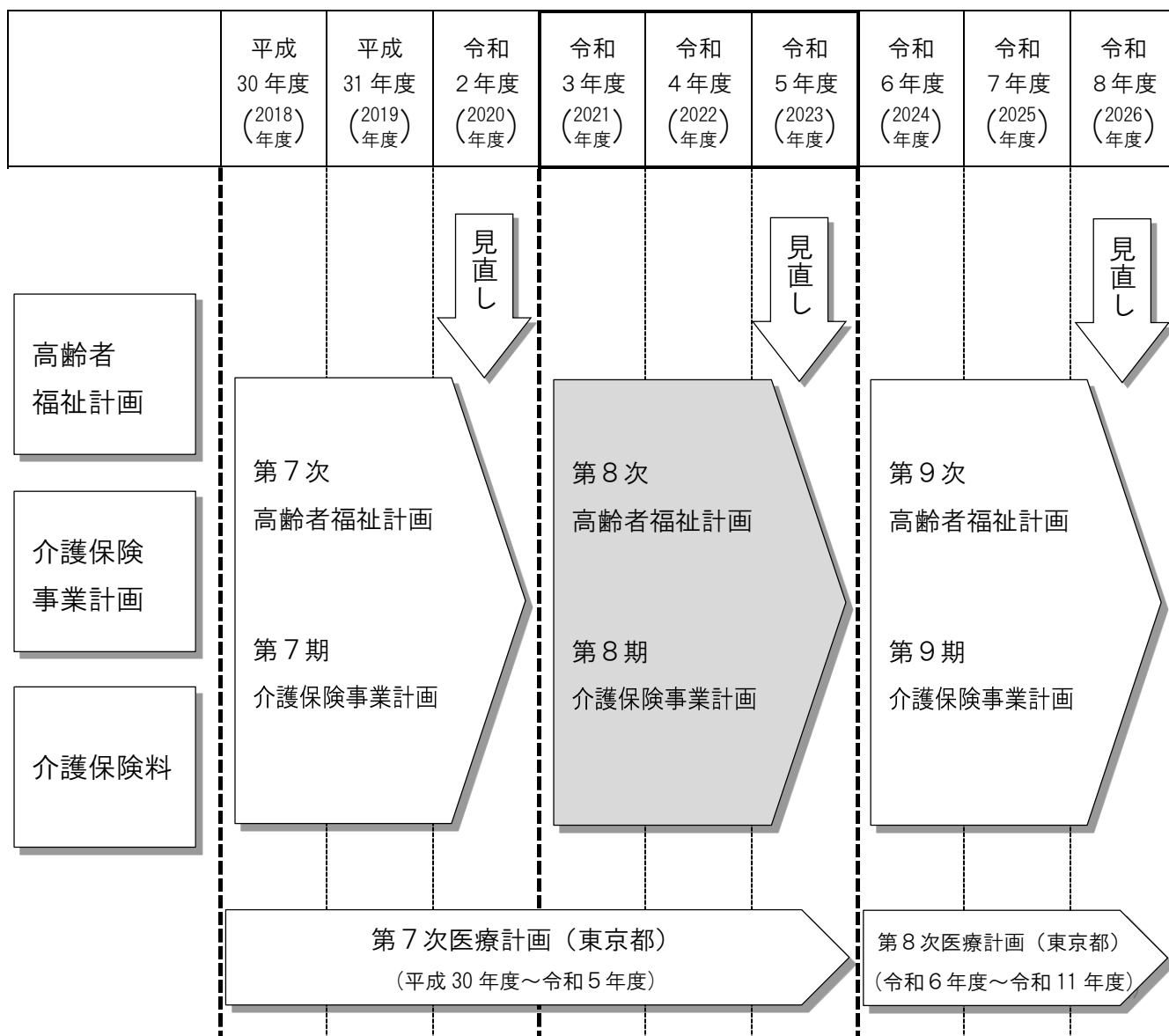
本計画は、「立川市第4次長期総合計画 [平成27(2015)年度～令和6(2024)年度]」を基本とし、高齢者に関する施策の指針として策定するものであり、団塊の世代*が75歳に到達する令和7(2025)年、団塊のジュニア世代*が65歳に到達する令和22(2040)年の高齢社会を念頭に置き、中長期的な見通しを持って取組むべき施策を明らかにしたものです。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。本計画は、高齢者福祉施策の進捗状況、介護保険事業の進捗状況などの評価を踏まえ、計画の最終年度である令和5（2023）年度中に見直す予定です。

なお、介護保険料は、介護保険法第129条第3項により、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされているため、あわせて見直しを行います。



3 計画策定の経過

(1) 事前調査の実施

本計画に先立ち、令和元（2019）年11～12月にかけて高齢者やその家族、介護保険サービス事業所の状況やニーズを把握・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送によるアンケート調査を実施しました（P. 38～P. 76 参照）。

(2) 介護保険運営協議会での協議

本計画策定にあたっては、「立川市介護保険運営協議会*」に「計画策定等調査検討会」を設置し、検討を重ねてきました（P. 199 参照）。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の施策、事業について市民から幅広く意見をいただくため、令和2（2020）年12月に「立川市高齢者福祉介護計画（素案）」を作成し、本市の広報やホームページ等を通じてパブリックコメント*を実施して、市民意見の把握と反映に努めました。

広報掲載	令和2（2020）年12月10日号
意見募集期間	令和2（2020）年12月15日～令和3（2021）年1月12日
素案の閲覧場所	市役所本庁、窓口サービスセンター、子ども未来センター、女性総合センターアイム、各地域学習館、各連絡所、各図書館、ホームページ
意見の公表	ホームページ

第3節 計画策定に関わる制度改正等

1 地域共生社会の実現

少子高齢化により高齢者人口の増加と現役世代の減少が進み、高齢者に関する問題を抱えた家庭が、介護以外の問題を同時に抱えるなど、地域住民の抱える問題は複雑化・複合化しており、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会である「地域共生社会*」の実現を目指す必要があります。

このような状況に対して、様々な支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することが重要であり、包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などの措置を講じていくこととなりました。

(1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市における、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業およびその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行うことが制度化されました。

(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

令和7（2025）年や令和22（2040）年を見据えた場合、介護サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められることが想定されるため、認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務、市町村の地域支援事業*における関連データの活用の努力義務、介護保険事業計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化が制度化されました。

(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することで、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築をしていくために、介護保険レセプト等情報、要介護認定情報、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報などのデータを活用するための環境整備、医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上に資することが明記されています。

(4) 介護人材確保および業務効率化の取組の強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、令和7（2025）年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組を追加し、有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しによる介護業務の効率化や介護人材の確保に係る取組を推進することが明記されています。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められているため、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度の創設を目指すことが明記されています。